

消防職員の懲戒処分等について

令和4年5月29日の午前6時9分頃、ひたちなか市内において当組合の消防職員が起こした飲酒運転等に関し、以下のとおり職員の懲戒処分等を行いました。

日ごろから、職員には交通法規の遵守を厳命していたにもかかわらず、地域の皆様の安心と安全を守るべき消防職員が、飲酒運転するという不祥事を起こしたことに對しまして、改めて心からお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、このような事態を再び起こさないよう、法令の遵守、服務規律の確保のための取組みを強化し、職員一丸となって皆様の信頼の回復に努めてまいります。

令和4年7月7日

鹿行広域事務組合消防本部
消防長事務取扱 岸田 一夫

1 被処分者

銚田消防署 消防副士長 20歳代 男性

2 処分内容

停職 9月間（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに同法第33条）

3 事案の概要

令和4年5月29日（日）、午前6時9分頃、ひたちなか市内において、当組合の男性消防職員（20歳代）の運転する車が、警察車両に停車を求められ、その場にて呼気検査及び歩行検査を実施した結果、基準値を超えるアルコール濃度（0.33mg）が検出され、酒気帯び運転で検挙されたもの。

4 処分年月日

令和4年7月7日

5 管理監督者の処分

銚田消防署長

訓告

銚田消防署副参事兼消防第一課長

訓告

銚田消防署消防第二課主査兼予防係長

厳重注意（文書による）